## 今号の主な内容

2 面 区民住宅•特定住宅入居者募集 平成29年度予算見積もりの 概要をお知らせします

4・5 面 区職員の給与・職員数の 状況等

学童クラブ 29年4月から 利用するお子さんを募集

新たな総合計画等の策定に向 けてご意見をお寄せください

するほか、緊急車両が通行できなく 行者や自転車がぶつかってけがを 品陳列台などの路上等障害物は、

路上に許可なく置かれた看板

歩 商

なるなどの恐れがあります





「新宿力」で創造する、 やすらぎとにぎわいのまち

平成28年(2016年)

12月1日

携帯電話用二次元コード

誰もが安全に安心して歩けるまちに

しんじゅくコール 発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行) 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111 **2**03(3209)9999 **3**03(3209)9900 ホームページ 🖫 http://www.city.shinjuku.lg.jp/ 土・日曜日、夜間もご案内 午前8時~午後10時 携帯電話版 III http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール四03(3209)9900をご利用ください。



条例で規定する

## するもので、容易に移動させること ができるもの 路上に置かれた商品陳列台 路上に置かれた看板 家の前などの路上に置かれた 公共の場所の適正な利用を阻害 植木鉢やプランター



路上等障害物の設置者へ



除去するよう指導します

★繰り返される場合は、区が除去・一時保管 ★路上等障害物を発見した時は、区が指導 します 勧告します を設置・放置した者に対 指導できます。 し、これを除去するよう

きます。 ちに除去するよう勧告で 者が路上等障害物を設置・ 放置しているときは、直 区長は、指導を受けた

し、除去していないとき 物を繰り返し設置・放置 ※勧告時に、路上等障害

は、区がこれを除去する ことに同意するよう求め 除去·一時保管

等障害物を除去していな 勧告を受けた者が路上

いときは、区長はこれを

置をとることができ 除去し、一時保管する措

区民の皆さんや してはいけません。

# 条例の目

きるようにするため、「新宿区路上等障害物による通行の区民の皆さんが公共の場所を快適に通行することがで

関する条

路をきれ

故の原因に

列台の道路 不要な家

はきれ

41

に使

41

ま

よう

る道路」を確保するためにも、一人一人がルールを守り、道

に使うように心掛けましょう。

るだけでなく、歩行者や車両の通行の妨げとなり、交通事

なります。条例の目的である「快適に通行でき

·具·電化製品等の不法投棄や、置き看板·商品陳

への掲出などの不正行為は、まちの美観を損ね

障害の防止に関する条例」を制定し、12月1日休に施行

適に通行することがで さんが公共の場所を快 ために、区長と区民の皆 の責務を明らかにし、皆 さんや事業者(店舗等) 通行の障害を防止する 路上等障害物による

地域の皆さんや警察・道路管理者と連携し

、路上等障害物

による通行の障害の防止に取り組みます。

皆さんも、通行の障害となる看板・商品陳列台などは道

ますが、今後も条例に基づき、駅周辺や繁華街を中心に、

区では、これまでも、関係法令に基づき是正指導して

路に置かないでください。

3)3847:█(3209)5595ヘ

【問合せ】交通対策課監察指導係(本庁舎7階)☎(527

策を推進します。

## 区長の

る看板や商品陳列台等に通行の障害とな などを設置または放 業者(店舗等)は、路上

# 区民等の責務

区長は、路上等障害